関係各位

添付ファイルの容量制限の拡大(500KB から 1 MB)に向けたトライアルの実施について(通関関係書類の電磁的記録による提出関係)

財務省関税局・税関においては、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に取組んでおり、平成25年10月から、通関関係書類をPDF等の電磁的記録により提出することを可能としているところです。

現在、関税局において、利便性の向上の観点から、NACCS の MSX 業務を利用して 書類を提出する際の1ファイルあたりの容量制限を、500KB から1MB に拡大することを検討しております。

1ファイルあたりの容量制限の拡大に係る検討を進めるにあたり、回線の負担状況等を検証することを目的として、下記のとおりトライアルを実施することとしましたので、当該趣旨をご理解のうえ、積極的にトライアルに参加していただきますようお願いいたします。

記

1. トライアルの概要

期 間:平成27年2月3日(火)~2月16日(月)

実施官署:南港出張所、堺税関支署、関西空港税関支署

添付容量:1ファイルあたり1MB以内まで添付可能

(※全てのファイルの合計が3MB以内の制限は変更なし)

2. トライアルに際しての注意点

トライアル期間中に MSX 業務を利用する場合に限り、1ファイルあたりの容量制限を1MB以内とし、トライアル期間後は、従来どおり500KB以内となります。

【問合せ先】

大阪税関業務部通関総括第1部門

電話:06-6576-3313